

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）（抄）（第一条関係）	1
○旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）（抄）（第二条関係）	3
○装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）（抄）（第三条関係）	5
○道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）（抄）（第四条関係）	8
○国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）（抄）（附則第三条関係）	10

改正案	現行
<p>（運送引受書の交付） 第七条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払つた場合には、その額を記載した書類を、前項の運送引受書の写しとともに、当該運送の終了の日から一年間保存しなければならない。</p> <p>（乗務員台帳及び乗務員証） 第三十七条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに第一号から第九号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 運転者の運転の経歴 七〇十（略）</p> <p>二〇四（略）</p> <p>（運行管理者等の選任） 第四十七条の九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 旅客自動車運送事業者は、資格者証若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十九条第一項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する</p>	<p>（運送引受書の交付） 第七条の二（略）</p> <p>2（略） （新設）</p> <p>（乗務員台帳及び乗務員証） 第三十七条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに第一号から第八号までに掲げる事項を記載し、かつ、第九号に掲げる写真をはり付けた一定の様式の乗務員台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。</p> <p>一〇五（略） （新設）</p> <p>六〇九（略）</p> <p>二〇四（略）</p> <p>（運行管理者等の選任） 第四十七条の九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 旅客自動車運送事業者は、資格者証若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十九条第一項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する</p>

る講習（以下単に「講習」という。）であつて次項において準用する第四十一条の二及び第四十一条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者（以下「補助者」という。）を選任することができる。ただし、法第二十三条の二第二項第一号に該当する者は、補助者に選任することができない。

4・5
(略)

る講習（以下単に「講習」という。）であつて次項において準用する第四十一条の二及び第四十一条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者（以下「補助者」という。）を選任することができる。

4・5
(略)